

甲州市「涼み処」の指定等に関する要綱

令和 6 年 4 月 1 日

告示第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、熱中症による市民の健康に係る被害の発生を防止するため、市民が涼しく過ごせる市内の施設を「涼み処」として指定すること等に関して、気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「涼み処」とは、法第 21 条第 1 項の規定により市が指定する指定暑熱避難施設をいう。

(指定にかかる基準)

第 3 条 涼み処の指定を受けることができる施設は、法第 21 条第 1 項各号に定めるもののほか次に掲げる基準のいずれにも該当する施設とする。

- (1) 涼み処の利用を営利目的とした施設でないこと。
- (2) 公序良俗に反する施設でないこと。
- (3) その他市長が適当でないとする施設でないこと。

(指定申請)

第 4 条 涼み処の指定を受けようとする施設を管理する者は、甲州市「涼み処」指定申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市が管理する施設にあっては、この限りでない。

(指定等)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該施設を涼み処として指定し、当該申請を行った者に対して、甲州市「涼み処」指定通知書（様式第 2 号）を交付するものとする。

2 前項の規定による指定を受けた施設は、市から配布される涼み処に関するのぼり旗等を、見やすい位置に設置するものとする。

(登録簿)

第 6 条 市長は、前条第 1 項の規定による指定を行った又は市の管理する施

設を涼み処に指定したときは、当該指定した施設に係る事項を登録簿に記載するものとする。

(指定の取り消し)

第7条 市長は、法第22条第1項及び第2項の規定により、第5条第1項の規定による指定を取り消したときは、指定の取り消しを受けた施設の管理者に対して、甲州市「涼み処」指定取消通知書(様式第3号)を交付し、前条に規定する登録簿から当該指定を取り消した施設を削除するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和6年 月 日告示第 号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

甲州市「涼み処」指定申請書

年 月 日

（宛先）甲州市長

申請者 施設名
施設住所
管理者名

甲州市の熱中症対策として、甲州市「涼み処」の指定等に関する要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

開放することができる日及び時間帯		
受入可能見込人数		
開放場所の面積		
開放場所の施設等	1. 椅子又はベンチ（ 基） 2. テーブル（ 基） 3. その他（ ）	
担当者所属・氏名		
担当者 連絡先	電話番号	
	メール	
備考		

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

甲州市長



甲州市「涼み処」指定通知書

年 月 日付け申請のあった件について、甲州市「涼み処」の指定等に関する要綱第 5 条の規定により、次のとおり指定します。

1. 指定施設の名称
2. 指定施設の所在地
3. 指定日
4. 指定番号

※ 気候変動適応法第 21 条第 3 項の規定により、甲州市長との間で協定書の締結が必要となります。

※ 指定施設の名称、所在地、開放可能日等及び受け入れ可能見込人数を、市のホームページ等で公表します。

様式第 3 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

甲州市長

印

甲州市「涼み処」指定取消通知書

年 月 日付け指定番号 で指定した件について、次の理由により指定を取り消しましたので甲州市「涼み処」の指定等に関する要綱第 7 条の規定により、次のとおり通知します。

指定取消理由